

ご利用案内

1. 利用できる催物

公共性・芸術性が高く、当館の品位を保つことができ次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 音楽、歌劇、舞踊、演劇、古典芸能、映画等の鑑賞会。
- (2) 絵画、彫刻、写真、書道、工芸品等の展示会。
- (3) 学術文化を内容とした講演会、講習会等。
- (4) 各種の式典、大会等で頭書の趣旨に添うもの。
- (5) その他市長が適当と認めたもの。

2. 利用できない催物

催物の内容が次のいずれかに該当するときはお断りする場合があります。

- (1) 館の管理上支障があると認められるとき。
 - (ア) 定員を超えるおそれがあるとき。(固定席 978、車椅子席 8、立席 95 計 1,081)
 - (イ) 騒じょう、紛争の起こるおそれがあるとき。
 - (ウ) 建物及び付属施設等をき損するおそれがあるとき。
 - (エ) 総合文化センター内の他館利用者に迷惑をおよぼすおそれがあるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
 - (ア) 催物の内容が公共の安全を害し、公の秩序、善良なる風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (イ) 主催者・出演者が公共の安全を害し、公序良俗を乱す反社会的団体であったり、その団体に所属している場合。

3. 申込み・受付・お支払い

- (1) 「利用日の1年前にあたる日の属する月の初日から利用日の40日前まで」の間で申込みいただけます。
(当館自主事業及び当市主催事業については、受付期日前に日程を入れさせていただく場合があります)

例：平成 21 年 11 月 30 日に利用したい場合

平成 20 年 11 月 1 日から受付開始（月初日が休館日にあたる場合は翌開館日から）

平成 21 年 10 月 22 日受付終了

- (2) 先着順に受付をいたします。
- (3) 受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 8 時までです。（土・日・祝日は午後 5 時 30 分まで。休館日除く）
- (4) ご来館での申込みが原則ですが、電話での申込みもできます。ただしその場合は「仮受付」とし、利用許可申請書（以下「申請書」）等各書類の提出をもって正式受付といたします。また、同一利用日の申込み者が重なった場合は、来館申込者を優先いたします。来館者が複数の場合は抽選とします。
- (5) 受付ができましたら申請書を提出していただきます。
(必要提出書類・記入方法・利用に際しての注意事項等は申込み時にお伝えします)
- (6) 催物を円滑に進行するために、利用日のおよそ 1 週間前までに舞台進行・方法等につきまして、ご来館の上担当職員と打ち合わせを行ってください。
(当日のプログラム・進行表等をご持参ください)
- (7) 利用終了後、規定の利用料金を納入してください。
(料金額は利用終了までにお伝えします)

4．開館時間

- (1) 午前9時から午後10時までで、午前・午後・夜間の3区分に分かれています。
(時間区分は「利用料金表」をご覧ください)
- (2) 利用時間は本番時間だけでなく、搬入・準備・片付け・搬出等に要する一切の時間を含みます。

5．利用者の遵守事項

- (1) 館内において他人の迷惑となるような行動をしないこと。
- (2) 館の施設・備品をき損しないこと。(き損したときは、ただちにき損・滅失届を提出すること)
- (3) 施設または備品に特別の施設をし、またはその現状を変更しないこと。
- (4) 利用許可を受けた施設、または備品以外のものを使用しないこと。
- (5) 備品を館外に持ち出さないこと。
- (6) 所定の場所以外で飲食・火気の使用・喫煙をしないこと。
- (7) 館内に爆発物・可燃物・銃砲刀剣類等の危険物品を持ち込まないこと。
- (8) 許可を受けないで物品の販売をしないこと。
- (9) 使用の権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。
- (10) 前各号に定めるもののほか、館の秩序の維持について館長が指示した事項。

6．関係機関への届出

催物・行事の内容によっては事前に関係諸機関へ届出の必要があります。

届出の有無をご確認いただき、主催者から届出を行ってください。許可認定まで時間を要する場合がありますので、余裕を持って提出してください。

- (1) 火気・スモークマシン等の使用
禁止行為解除承認申請書」

伊南行政組合消防本部北消防署

〒399-4102 駒ヶ根市飯坂1丁目12-7 電話 (0265)81-0119

- (2) 著作権関係
催物予定報告書 催物利用明細書」

社団法人日本音楽著作権協会大宮支部

〒330-8769 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル
電話 (048)643-5461

- (3) 行事共催等
行事等共催申請書」

駒ヶ根市教育委員会子ども課

〒399-4192 駒ヶ根市赤須町20-1 電話 (0265)83-2111

7．休館日

- (1) 毎週月曜日(祝日が月曜日にあたる場合は翌日)
- (2) 12月28日から1月4日まで。
- (3) 保守点検等のため臨時に休館日を設けることがあります。

8．その他

- (1) 利用に際しての詳細事項・ご不明な点はお問い合わせください。
- (2) 各申請書類をダウンロードできます。
 - ・当館の書類は「申請用書類」ページをご覧ください。
 - ・関係各機関の書類は「利用するまでの流れ」ページをご覧ください。各機関のホームページへリンクします。